

5 村 田 文 明 議 員

- 1 町民の快適な生活と観光や移住定住へと繋がる町並みの保全と改善、創出について



1 町民の快適な生活と観光や移住定住へと繋がる町並みの保全と改善、創出について

未来に向かって進む子ども達はもちろん、これまで岩内町を愛し共に歩んでくださっているご年配の方々に至るまで全ての町民と関わりのある事の一つに町並みがあります。町並みとは、地域に並ぶ建物や道路、植栽や電柱、看板といった構造物、公園や空き地等すべてを含めた町の雰囲気、景観を指します。地域に住む町民にとっては、毎日目にして歩く生活と密接に関係するものであり、観光や仕事で本町へ滞在、もしくはただ通り過ぎる人々にとってや、テレビや雑誌、SNS等のメディア露出では多くの人の目に映る町の顔とも言えます。

現在本町において、もっとも深刻な課題である人口減少に対抗するために、子ども達が生涯にわたり住み続けてくれる町、いつかは帰って来たいと思える町、そして、住んでいる町民が快適に暮らし、幸せを感じて日々を暮らすために、また、観光流入の増大や移住定住においても町並みの保全と改善、新たな創出は必須です。

町並みへの取り組みは多岐に渡り、行政の組織に合わせた縦割りの考えや対応では理想の姿へと進むことは難しく、町全体を見渡した理念や計画の中で着実に進められるべきものであるとともに、町民自らが町並みに対して考え行動する意識の変容を促す必要があります。

桜の種を採取し苗を育て植樹するという一連の取り組みを、民間の力を借りて子ども達の学びとも関連させて行ったD a i w a S s k u r a A i dや北海道空知地域の小学校における同様の取り組み等は、行政の各部署・組織や町民、企業が協働して桜による美しい町並みを創出した良い例であり、観光協会が主催して取り組んでくださっている夜桜ライトアップ等とも親和性が高い優良な事例と考えています。これらの広い背景を踏まえて以下の質問をします。

- 1つ。てんぐ巣病に代表される樹木の病害対策について。

樹木の伝染病は認知度が低く見過ごされがちであるが、気づいた時には町民の財産たる町並みを大きく損なう脅威であるため、早期に取りこぼしなく対処することが重要である。それらの中でもてんぐ巣病は、植物の枝や茎が異常に分岐して密集し、まるでてんぐの巣のような形になることからこの名がついている。様々な植物に発症するが、桜においては子囊菌の一種が原因とされ風に乘った胞子によって感染・発症し処置を行わないと枯死させる恐れがある。含翠園の桜が改修を機に植え替えられたことは記憶に新しく、思い入れのあった方には辛い出来

事であったと推察いたします。

町の所有地を軽く見回しただけで、一善公園、東宮園団地の運上屋川河川用地、みずしま公園、マリンパークの他、閉校後に民間への売却等も検討されている小中学校4校において、てんぐ巣病のおそれのある樹木が散見されている。

役場庁舎横の並木等が地道に処置されている一方で、河川用地等には処置が行き渡っていない。どのように認知され、処置されることとなっているのか。今後の処置の方針は。

閉校となる既存4校について教育委員会の手を離れる前から、町全体のこととして処置を検討する必要があると考えるがどうか。

役場職員の人員不足が顕著な中で、職員が見回りと処置をすることは負担となる恐れがある。予算を措置して業者等への依頼を行うべきと考えるがどうか。

胞子を介して風に乗って伝染することから、民間敷地の桜に対する処置が重要となる。桜への関心が高い春や、てんぐ巣病が目立ち処置しやすい冬季等に広報や防災無線等で啓発を行う必要があると考えるがどうか。

民間において、てんぐ巣病を発見しても、機材がなかったり、処置を行うことが困難な場合が多い。スズメバチの駆除のように町が処置を支援する必要があると考えるがどうか。

2つ。団地除却跡地等の空き地における雑草や樹木の処置について。

町により公営住宅の計画的な除却が着実にすすめられ、老朽化した危険で町並みを乱す公営住宅の姿が消えていく一方で、その除却地の雑草や生えてきた樹木に対して地域住民より苦情が寄せられている。

雑草地は景観を損なうだけではなく、蚊等の害虫の温床となったり、キツネやネズミ等の害獣の隠れ場所として、また、日本人の6割近くが発症している花粉症の原因となりえる等、地域住民の生活に被害を与える恐れがある。また、放置されている団地除却後の空き地等には樹木等が生い茂っている個所もある。東相生集会所付近の空き地では樹木が成長し、道道840号線への見通しの良かった交差点も視界を塞いでいる上に、消火栓の近くであることから地域住民より不安の声も上がっている。

団地除却地等の空き地における雑草と樹木に関しては、委員会や一般質問、予算特別委員会においても度々質問されている。それらの質問を受けてこれまでどのような取り組みや改善を行ってきたのか。これからの取り組みと改善方策はどうなっているのか。

町が所有している自動の草刈り機があるが使用はできないのか。町職員による処置が難しい場合は業者への委託等の予算措置も必要となると思うがどうか。

ある町内会からは経費の措置がされるならば草刈り業務を行っても良いとの声も聞いている。ボランティアの募集やクラウドファンディングの活用等の方策も講じるべきと考えるがどうか。

3つ。街区公園の管理と、町における適正な配置について。

岩内町は大火の影響により、御崎地区から大浜地区に街区公園が集中し、近年子育て世代や新しい住宅が建てられている東山地区や相生地区等では街区公園の配置については、都市計画マスタープランで分析されているようにほぼありません。

街区公園のほばない地域の子育て世帯の町民から公園の設置を希望する声が上がっている。東山地区や相生地区の公営住宅除却跡地等を利用し、新たに街区公園を設置することが必要と考えるがどうか。

公営住宅除却地を街区公園へとする場合に、行政区画の中での適正な公園の割合を保てない恐れが出てくるが、利用者が少なく管理にコストのかかっている既

存の街区公園を廃止して宅地等として売却し、新たな街区公園を設置することも検討すべきと考えるがどうか。

4つ。街区公園における町民の憩いのための気配りについて。

本町は各計画の中で、歩ける町並みについて言及している。また、憩いの場の必要性に関しては本町に留まらず全国的に言及されている。しかしながら、歩いて移動するにあたり座って休憩する場所は極めて少なく、街区公園においてもベンチ等の座って過ごせる場所がない。

街区公園にベンチを設置し、子どもからご年配まで多くの方が憩い休める場所を提供すべきと考えるがどうか。

冒頭述べた桜の植樹活動等を実現させ、街区公園に季節を慈しみ快適な日陰を提供する桜の植樹をすることで、町民の憩いの場と休息の場を創出することはできないか。

5つ。本年4月に施行された建築基準法改正が空き家対策にあたえる影響について。

既存不適格建築物に対する現行基準の一部免除や、4号特例の縮小、省エネ基準の厳格化等によって、町並みに大きな影響を与える空き家対策に影響がでることとは間違いないと考える。

本改正により、町として現在の空き家対策にどのような影響が出ると予想されるか。また、この改正を機にゼロカーボンへと関連を持たせるなどした空き家対策に資する施策の検討はあるか。

道路に2メートル以上接していないため、建て替えが出来ない再建築不可物件の対象となる建物を町としては把握しているか。把握している場合、当該物件は管理不全空き家になる可能性が極めて高いが所有者の把握と、今後に対する聞き取りや相談をしているか。

道路の幅員が足りず、空き家の取り壊しが困難な住宅が散見されるが、町として把握しているか。その件数と地区はどこか。また、これらの空き家の除却費用は通常より高額となる。費用の支援等が必要と考えるがどうか。管理不全空き家、特定空き家となってしまった場合の対処は検討されているか。

6つ。町民自らによる町並みの保全と改善、創出と町との協働について。

町並みは町民一人一人がつくり上げるものであり、町民の町並みに対する啓発や町との協働が必須となる。その為の重要な自治体組織として町内会・自治会がある。町内会・自治会による町並みに対する直接的な取り組みだけではなく、クリーンナップ運動等に参加することで町並みについての意識が造成され個人の行動が変容する。また、2023年の空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正においても町内会・自治会の重要性について述べられており、空き家の2025年問題とも称される空き家の更なる増加懸念に対しても町内会・自治会の力に期待がなされている。

しかしながら、全国的にも町内会・自治会の加入率は低下しており、人口の減少と高齢化も相まって地域の町並みを保全と改善、創出する力は急激に衰えている。

町として町内会・自治会の加入率の向上に対して支援を行う必要があると考えるが、これまでの取り組みはあるか。

町のイベントにおいて町内会・自治会の役割や有用性について啓蒙し、居住地の町内会の加入方法を案内するパンフレットの配布やブースの設置を行うことは有効かと思うが、実施は可能か。

広報いわないの配布は町内会・自治会に委託されている。各町内会の紹介や加入を促す配布物の作成支援と、広報いわないへの折込により加入率の向上を図る

べきと考えるがどうか。

夏祭り等の町内会・自治会が催すイベントは、その認知度を高め加入へと繋げる絶好の機会であると考え。そのチラシ作成支援や学校における配布等により支援することは可能か。

ゴミの扱いは町並みに大きな影響を与える。増加しているカラス等の有害鳥獣から守り、衛生的な町並みとするためにゴミの収集箱の設置は有用である。町内会・自治会の会員の減少や高齢化により、ゴミの収集箱の設置や維持に困難が生じている。黒松内町のような町による設置や、維持に対する支援をすべきと考えるがどうか。

7つ。これらのことを踏まえて、岩内町の町並みの保全と改善、創出に関して町長の考えと、今後の方針を問う。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、てんぐ巢病に代表される樹木の病害対策についてであります。

町がこれまで植樹してきた桜は、道路植樹、公園植樹、保育所や学校などの施設植樹がありますが、河川用地の桜については自然に樹生したものであります。このため河川用地の桜の植生状況は詳細把握しておりませんが、運上屋川など複数河川沿線の一部には植生していることを認識しているものの、てんぐ巢病の処置は行っていないところであります。

こうした中、樹木の管理については、町がこれまで整備をしてきた樹木を主として、町民からの要望が多い道路の街路樹や、公園の景観樹の植栽管理を優先的に行っていることから、現時点での河川用地等の処置については考えていないものの、公有地の適正管理の観点からケースによっては、①町が管理している区域等か。②町が植栽管理しているか。③交通安全上の問題はあるか。④景観を重視する区域等か。⑤住民に迷惑がかからない距離や立地条件かなど、総合的に勘案して判断してまいります。

次に、既存校4校についてであります。学校施設用途廃止後の利活用に向けて、現在、庁舎内に既存校あり方検討会議を設置し、今後のまちづくりや防災、地域コミュニティなど、様々な課題に対して、横断的な検討を進めているところであります。

この具体的な検討にあたりましては、建物と土地の利活用のほか、各小中学校の長年親しまれてきた桜をはじめとする樹木については、その保全のあり方をはじめ、歴史的財産としての活用も含め、協議事項として検討を進めているところであります。

次に、てんぐ巢病処置の業務委託についてであります。現在、神社通りと含翠園については、植栽管理業務の一環として実施しているところでありますが、造園業者の人手不足も他の業種同様に進行していると伺っているところであることから、委託業務量の増につきましては、請負事業者の人員確保や財政面、他への影響なども含め慎重な検討が必要と考えております。

次に、てんぐ巢病に対する広報などによる啓発についてであります。良好な町並みや景観を維持するためには、町民の方々や企業が一体となった取り組みが重要でありますので、こうした意識の醸成を図る一つとして、ご提案のありました、てんぐ巢病の処置などについて町広報紙を活用する啓発活動は有効でありますので、取り組みを検討してまいります。

次に、てんぐ巢病処置における支援についてであります。町では個人所有地に発生したスズメバチやカラスの巣の駆除は、人的被害の危険性があることから個人で出来ない場合に限り、職員や業務委託により対応しておりますが、これらに要する経費が増加する中で、個人財産となる樹木への支援については、考えていないところであります。

2 項めは、団地除却跡地等の空き地における雑草や樹木の処置についてであります。

始めに、団地除却跡地等の空き地における雑草と樹木に関して、これまでどのような取り組みや改善を行ってきたのか。また、これからの取り組みと改善方策はどうなっているのかについてであります。

町の計画的な団地の除却により、更地となっている団地跡地は、年々面積が増加し、現在、用途に応じて4つの部署で管理している面積は、全体で約6万7千平米となっており、他の普通財産と合わせたこれら全ての土地を常に完全な状態で管理することは、人員的にも時間的にも現実として難しい実情がある

ものと認識しております。

しかしながら、町有地を適正に管理することは町の責務であることから、町では、平成30年度以降、職員に刈払機取扱作業講習を受講させ、草刈業務に従事できる職員を約40名確保することにより、団地跡地等の町有地を管理する職員のほか、講習受講者も含めた全庁横断的な作業体制を取るとともに、6月から9月にかけて、定期的に雑草の生育状況の確認を行い、地域住民の安全上から通学路沿いの土地などを優先して作業するほか、景観に配慮して町内行事の時期に合わせて行うなど、可能な範囲で町内の未利用地の適正な管理に努めているところであります。

今後においても、現地確認の頻度を増やし、安全や景観上を考慮して草刈が必要な箇所や時期の選定を随時行っていくとともに、全庁的かつ計画的な作業日程と必要な人員を確保しながら、可能な範囲で作業を実施してまいります。

次に、自動の草刈り機を使用できないのか。また、町職員による処置が難しい場合は業者への委託等の予算措置も必要となると思うがどうかについてと、ボランティアの募集やクラウドファンディングの活用等の方策も講じるべきについてであります。

町が所有する自動草刈機は、令和5年度に含翠園の庭園管理を目的に購入したロボット草刈機が1台であります。このロボット形式草刈機の仕様としては、現在、市場に出回っている大半の製品が作業するエリアの周囲にワイヤーを張り巡らせ、作業範囲を事前に指定する必要があるほか、日常から管理の行き届いた土地での使用を目的とするものであることから、石や異物が点在し、凹凸が多い未利用地での使用には適さないものと判断しております。

また、業者への委託等についてであります。団地跡地等の普通財産の土地における草刈業務の委託については、予算編成における事務事業の見直しによる経費削減を目的として、職員が作業を行う箇所数を増やすなど、平成29年度から委託料の抑制に取り組み、令和2年度からは業務発注を行わず、代わりに刈払機を整備するなど、職員による草刈の作業体制を強化してきたところであります。

一方で、草刈業務を委託する場合には、業務を受注する側にとっては、時期的・人員不足の要因により、受注自体が難しい事業者も見受けられるなど、町が希望する日程での作業が難しい場合もあることから、各施設ごとの対応ではなく、町全体の業務の枠組みとして、委託業務の発注方法を見直すなど、さらなる創意工夫の必要もあると考えており、職員1人1人の業務負担なども考慮しながら、直営と委託等のバランスや費用対効果を勘案して、より効率的な作業方法を検討してまいります。

いずれにしても、ボランティアなどの外部からの協力を得る手法等も含め、業務の効率化を図るうえでは、様々な選択肢に配慮しながら、今後も団地跡地等の適切な管理に努めてまいります。

3項めは、街区公園の管理と町における適正な配置についてであります。

始めに、東山地区や相生地区の公営住宅跡地等を利用した新たな公園整備についてであります。町の都市公園の配置につきましては、昭和29年の岩内大火後に、国・道・町の三位一体の連携の下、土地区画整理事業により、公園整備を含めた新しい町並み作りにより進められ、当時の北海道都市計画課において、全国の粋を集めたモデル公園をコンセプトに設計され、配置されたものであり、当時の本町の主な居住区域であった、御崎、大和、万代、栄、大浜地区、更には、東山地区にも東山公園が配置され、相生地区には岩内第二中学校移転後の跡地を利用した相生公園が昭和57年に、野東地区にも野東タウンの

整備に合わせた、風っ子公園が昭和60年より供用しているところであります。

その後は、新たな街区公園の整備計画はありませんでしたが、岩内町都市公園長寿命化計画に基づき、計画的な街区公園の遊具の改修など維持管理に努めるとともに、岩内町町営住宅団地跡地等活用基本方針に基づき旧西宮園団地跡地の公園整備についての検討を進めているところであります。

次に、既存の街区公園を廃止し新たな街区公園設置の検討についてであります。先に申し上げましたとおり、既存の街区公園は岩内大火の教訓を元に配置されていることから、憩いの場を提供するだけでは無く、既存建築物の密集度を勘案すると火災も含めた発災時の緊急避難場所の性格も有していることから、廃止については地域住民の意見や都市機能的役割を踏まえた都市計画審議会での審議手続きが必要であり、丁寧な対応が求められることとなりますが、今後の人口分布の状況や都市構造の変状なども勘案しながら適宜検討してまいります。

4項めは、街区公園における町民の憩いのための気配りについてであります。

始めに街区公園におけるベンチの設置についてであります。町が管理する街区公園の17公園のうち、ベンチ等の休養施設が整備済みなのは4公園であります。

中心市街地における街区公園につきましては、休養施設が未整備の公園もあることから、岩内町都市計画マスタープランに基づき、各街区公園の役割を整理し、ウォークアブル・ネットワークと連携した適正配置について検討も必要と考えております。

次に街区公園への桜の植樹についてであります。現在、桜を植樹している街区公園は、6公園であり、街区公園への桜の植樹につきましては、開花とともに、見応えのある樹木であると認識しているものの、害虫や、病害などによる樹木の維持管理に大変苦慮する実態があり、さらには沿線住民の理解も重要であることから、現時点で新たな桜を植樹する予定はありませんが、今後におきましても、公園が地域の方々の憩いの場としての役割を担うよう、町民からの要望の多い、公園の景観樹の植栽管理を適切に実施してまいります。

5項めは、本年4月施行の改正建築基準法が空き家対策にあたえる影響についてであります。

始めに、本改正による町の空き家対策への影響予想とゼロカーボンに関連した空き家対策に資する施策の検討についてであります。

本改正による空き家対策に対する影響としては、空き家の利活用に関する観点から、現行の接道義務や防火規定を満たしていない既存不適格建築物に対して一定程度の要件はあるものの、現行基準の適用が一部免除されることで、利活用に対するハードルは低くなるものと考えておりますが、一方で、これまで法に規定されていた4号特例の縮小により、木造2階建などの小規模な建築物に対して行う法で規定する大規模な修繕・模様替えについて、これまでは建築確認申請の手続きが不要だったものが、新築と同様に必要となり、利活用に対するハードルが高くなるなどの影響があるものと想定しております。

また、本改正により空き家を利活用するにあたり、現行の省エネ基準への適合が義務化される場合もあることから、こうした状況も踏まえ、町のゼロカーボンの実現に資する空き家対策施策の検討は必要になってくるものと認識しており、来年度以降、予定している岩内町住生活基本計画や岩内町空き家等対策計画の見直しにおいて検討してまいります。

次に、道路に2メートル以上接していない再建築不可物件を町として把握しているのかと、把握している場合、所有者の把握及び今後に対する聞き取りや

相談をしているのかについてであります。

町では、再建築不可物件の対象となる物件に対する調査等は行っていないため、こうした物件の把握には至っておりません。

また、管理不全空き家になる可能性が極めて高い空き家につきましては、再建築不可物件であるかないかに関わらず、そうした状況を把握した時点で、空き家対応として、所有者の把握、及び、今後の活用について聞き取り調査等を実施しております。

次に、道路の幅員が足りず空き家の取り壊しが困難な住宅について町は把握しているのかと、その件数と地区及び除却費用の支援等についてと、管理不全空き家及び特定空き家となってしまった場合の対処は検討しているのかについてであります。

道路の幅員が足りず空き家の取り壊しが困難な住宅について、町として調査は行っておらず、空き家相談を受ける中でも、そうした空き家の相談を受けた実績は無いため、件数や地区の把握には至っておりません。また、こうした空き家に対する費用の支援等については、令和7年3月に策定しました立地適正化計画においても、良好な居住環境の形成として利活用困難な空き家に対する支援策の検討について位置付けていることから、これらも含め検討を進めてまいります。

また、管理不全空き家及び特定空き家となってしまった場合の対処につきましては、本議会に提出させていただいている岩内町空き家等対策の推進に関する条例の改正を踏まえ、今年度中に、管理不全空き家及び特定空き家を認定したうえで、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置の実施に向け取組を進めてまいります。

6項めは、町民自らによる町並みの保全と改善、創出と町との協働についてであります。

始めに、町内会・自治会の加入率向上支援に関するこれまでの取り組みについてであります。

本町の地域活動を支えている町内会・自治会につきましては、人口減少や少子高齢化、地域住民のつながりの希薄化等により、会員数の減少や役員の担い手不足などが顕著となる中、一方で、防犯街路灯の管理や高齢者の見守り、更には、災害時における対応など、求められる期待も大きくなっております。

こうしたことから、町では、平成30年6月に町内会・自治会あり方検討会を設置し、これら課題解決に向けた検討をスタートし、その後も、令和3年度からは地域運営組織の形成支援、令和5年度からは集落支援員の配置など、地域コミュニティの再生を図り、行政と地域が共に協力し合う地域づくりを目指した取り組みを進めてまいりました。

こうした中、町内会・自治会の加入率の向上支援につきましては、コミュニティ情報誌として、町内会等の抱える課題の一つである子育て世代など若年層の加入を促すため、子育て世代の興味を引く内容や、町内会情報を掲載することにより、若者世代を中心に町内会の必要性を知っていただき、活動を身近に感じてもらうことを目的に、情報誌いつもここからを発行し、町内会・自治会の有用性に関する周知と加入促進に取り組んでいるところであります。

次に、町のイベントにおいて、居住地の町内会の加入方法を案内するパンフレットの配布やブースの設置は可能かについてであります。

町のイベントにおける、町内会・自治会への加入促進に関する啓蒙につきましては、イベントの趣旨や開催に支障が無ければ、パンフレットの配布・設置は可能であると考えております。

次に、各町内会の紹介や加入を促す配布物の作成支援と、広報いわないへの折込により加入率の向上を図るべきについてであります。

町内会の活動や、年間行事などを紹介するパンフレットにつきましては、地域運営形成に関するモデル地区において作成の支援を行ったところであり、今後も町内会のニーズに応じた支援を継続してまいります。

また、情報誌いつもここからについては、広報いわないと併せて配布を行った経緯はありますが、今後も町内会加入率の向上に資する周知方法等について検討を継続してまいります。

次に、夏祭り等の町内会・自治会が催すイベントのチラシ作成支援や、学校における配布等により支援することは可能かについてであります。

町内会・自治会が催すイベントのチラシにつきましては、それぞれの実施主体が作成するものと考えておりますが、集落支援員による協力や、庁舎内の機器を使った印刷などの支援は可能であると考えております。

また、学校への配布依頼については、イベントの内容等を踏まえ、学校や教育委員会との協議が必要になるものと考えております。

次に、町並みに大きな影響を与える、ゴミの収集箱の設置や維持に対する支援をすべきについてであります。

本町における、可燃ゴミ・不燃ゴミの収集につきましては、拠点型収集に比べ利便性の高い、個別収集により実施しておりますが、会員の減少や高齢化により、集積場所の管理が困難となった場合は、状況を確認のうえ、ゴミ収集車の運行ルート上で収集可能なお宅である場合は、各家庭ごとの収集に切り替えるなど個別に対応しているところであります。

また、ゴミの飛散防止対策としましても、岩内町衛生組合連合会において、ゴミ飛散防止網購入に対する助成を行っていることから、現段階において、ゴミ収集箱設置等に対し、支援する考えには至っておりません。

7項めは、岩内町の町並みの保全と改善、創出に関して町長の考えと、今後の方針についてであります。

本町は、日本海とニセコ連峰岩内岳を望み、四季折々の豊かな自然と景観、そしてこれらに歴史や文化が調和した町並みが市街地を形成した、魅力ある都市環境にあるものと認識しております。

こうした魅力ある町を将来にわたり維持するためにも、これまでご答弁申し上げた取組も含め、岩内町総合振興計画の基本理念である、健やかなまちづくりと、目指すべき町の姿を実現するため実施計画である各個別計画を着実に実行してまいります。